05 土砂災害危険箇所マップ〈秩父県土整備事務所管内〉

土砂災害危険箇所マップとは、土砂災害による被害のおそれのある区域を示した図です。対象としている土砂災害は、土石流、がけ崩れ（急傾斜地）及び地すべりです。土砂災害のほとんどは、長雨や地震に起因し突然発生します。このため、災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、住民の皆様に知っていただき、普段から土砂災害に対する備えや警戒避難に役立てていただくことが重要です。このマップは、危険箇所の概ねの位置を示したもので、各箇所毎のより詳しい内容を確認されたい方は、所管の県土整備事務所にお問い合わせ下さい。

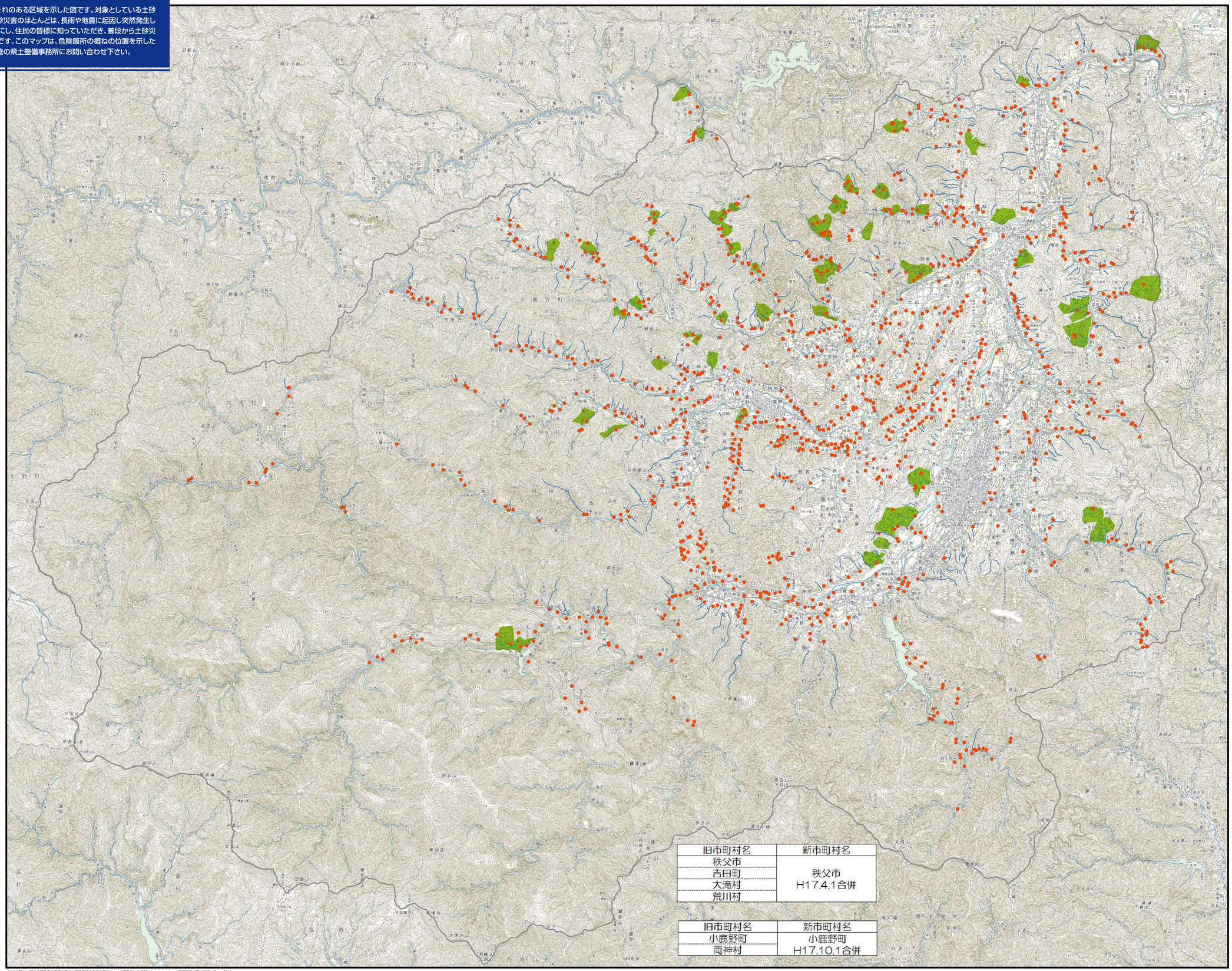

土砂災害の発生前には、こんな現象が起こることもあります

土砂災害防止法〈どしゃさいがいぼうしほう〉

こそんじですか？

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

このため県では、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形・地質・土地利用状況等について基礎調査を実施します。

土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に指定されると…

※土砂災害防止法についての詳細は下記までお問い合わせ下さい

お問い合わせは

埼玉県秩父県土整備事務所

☎0494-22-3715

［地図の凡例］

土石流危険渓流	急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所
土・石・砂などが集中豪雨などの大量の水とまじり合って、津波のように流れ出てくるのが土石流です。	雨により地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、斜面が突然崩れ落ちるのが山崩れ・がけ崩れです。	粘土などのすべりやすい層に地下水が作用し、上側の地面がずっぽりすべり落ちるのが地すべりです。

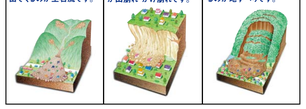

N

1km 0 1 2 3

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平15総複、第461号）」

※危険箇所とは、一定の決まり（地形など）に従って調査した結果です。マップに表示している箇所以外でも、土砂災害が発生する可能性はあります。
※小鹿野町と両神村は平成17年10月1日合併し、小鹿野町となります。

A1.indd 1 2014/09/04 15:04